

議案第24号関連資料
地方独立行政法人明石市立市民病院
第4期中期計画の認可について

地方独立行政法人明石市立市民病院が作成した「第4期中期計画」を市が認可するにあたり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1 概要

令和5年4月から始まる第4期中期目標期間に向けて、市が法人に提示した第4期中期目標に向け、法人は目標を達成するための中期計画を作成します。さらに法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に沿って年度計画を定め、これに基づいて業務を遂行します。

市長は、法人が行う業務実績について、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会(以下「評価委員会」という。)から意見を聴取し、評価を行います。

2 第4期中期計画作成について

中期目標の策定(市)

第3期終了時に見込まれる業務実績等を踏まえ、評価委員会の意見を聴取した上で、市として病院が法人の形態で引き続き業務を行うことを適当と判断し、第4期中期目標(R5.4.1~R9.3.31)を策定。議決(12月議会)を経て法人に提示。

計画の作成(法人)

法人は、市から指示された第4期中期目標を達成するための具体的な計画である第4期中期計画を作成し、市に提出。

計画の認可(市)

市は、法人から提出された第4期中期計画の認可について、評価委員会(R5.1.12・R5.1.31開催)における審議に付し、「認可することが適当である」との意見を踏まえて、3月議会において上程。

3 第4期中期計画の概要

別紙のとおり